

# 青少年とインターネットをめぐる諸問題について

千葉大学教育学部教授 藤川 大祐

(プロフィール)

1965年、東京生まれ。教育方法学・授業実践開発を専門とし、メディアリテラシー、数学、企業との連携授業、いじめ・学級経営等を研究。文部科学省いじめ防止基本方針策定協議会委員、千葉市いじめ等調査委員会副委員長、警察庁少年問題研究会委員、安心ネットづくり促進協議会普及啓発広報委員会副委員長、NPO法人企業教育研究会理事長、NPO法人全国教室ディベート連盟理事長等をつとめる。

著書 『12歳からのスマホのマナー入門』（大空出版）、『教科書を飛び出した数学』（丸善出版）、『いじめで子どもが壊れる前に』（角川Oneテーマ21）、『学校・家庭でできるメディアリテラシー教育』（金子書房）、『ケータイ世界の子どもたち』（講談社現代新書）、『企業とつくるキャリア教育』（教育同人社）他。

# 青少年インターネット環境整備法について

- 基本理念（第3条各項）の重要性は今も変わらない。
  - 1 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得できるようにする。
  - 2 フィルタリングの性能向上や普及、事業者における青少年有害情報閲覧防止により、環境の整備を行う。
  - 3 民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担う。
- 携帯電話等の不適切な利用によるトラブルとして「青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等」が挙げられている（第6条第2項）が、長時間の利用、ネット依存といった生活習慣に関わる問題は明示されていない。
- フィルタリングの提供義務は、携帯電話事業者にのみ課されており（第17条）、電話以外のインターネット端末（ゲーム機、音楽プレイヤー、タブレットを含むPC等）にはフィルタリングの利用を可能とすることのみが課されている（第19条）。携帯電話以外の端末による事件、トラブルが生じており、販売の際に保護者に対して危険性と対応策（ペアレンタル・コントロール、フィルタリング）を説明することは義務づけられてよいのではないか。
- スマートフォンの場合、(1)携帯電話回線に対応したフィルタリング、(2)無線LAN利用に対応したフィルタリング、(3)アプリの使用制限のすべてに対応しなければ青少年有害情報閲覧防止ができないはずだが、携帯電話事業者のフィルタリング提供義務がどこまでなのかが曖昧。
- 特定サーバー管理者には青少年が青少年有害情報を閲覧できないようにする努力義務が課されている（第21条）が、アプリ提供者にはこうした規定がない。

# 学校教育に関して

- 学習指導要領で情報モラル教育が強調されている上に、いじめ防止対策推進法でもネットいじめ対策が求められていることから、ほとんどの学校でなんらかの指導はなされており、効果もあると考えられる。
- 他方、状況の変化が速いため、教員の知識や教材、授業プログラムが変化に追いつきづらくなっている。文部科学省で学校向けにリーフレットを提供しているものの、予算があまりなく、以前のように全校配布ができていない。DVD教材もかつては文部科学省で作っていたが、これも予算がなく作られていない。適切に教材が全国の学校で活用できるようにする必要がある。
- 情報モラル教育は、教師が一方的に教えるものでは効果が薄いと考えられる。考えさせる教材（ドラマ教材等）を用いて、児童生徒が多様な意見を交流する授業が求められる。
- ネットいじめ対策は、学校のいじめ防止基本方針に組み込まれる必要がある。予防教育を行い、困っている児童生徒や保護者が相談できる体制をとり、削除依頼等を行う。学校ネットパトロールとの連携も必要。
- 通信アプリにおける悪口、無視、仲間外れ等については、罰則で対応することは困難。予防教育と相談で対応する。予防教育のための教材を全国の学校で利用できるようにすることが急務。
- 利用時間は、従来型携帯電話よりスマートフォンのほうが圧倒的に長いことがわかっており、長時間利用対策、依存対策は必要。「早寝、早起き、朝ごはん」運動の延長で考える必要がある。

# 福祉犯対策について

- 被害児童数がいったん減少に転じたにもかかわらず、スマートフォンが普及し、通信アプリのIDを交換する掲示板（アプリの場合もあり）に起因した犯罪が急増したため、全体の被害児童数が増加に転じてしまった。こうした掲示板等は、実質的には出会い系サイトであるが、異性との交際を掲げないことによって出会い系サイト規制法の規制を逃れている（言わば、脱法サイト）。福祉犯につながる投稿がなされるサイトについては、福祉犯被害防止義務を定め、通信アプリの公式掲示板を装うような問題あるサイトには罰則を科す等の法的措置がとれないか。
- 被害児童の側が自ら望んで加害者と会うケースが多く、家出中などそもそもの状況に問題がある場合が多いと考えられる。非行防止対策や児童福祉の問題としてこの種の被害をとらえ、ネット対策のみにとらわれない総合的な対応が求められる。
- 問題あるサイト等にアクセスさせないフィルタリングは、福祉犯対策としても有効。しかし、人気サービスがフィルタリングの対象となっていることから、フィルタリングに加入しない青少年が増えており、被害につながっていると言える。人気サービスに一定の青少年への配慮を求め、こうしたサービスへのアクセスを可能とするフィルタリングの提供を携帯電話会社等ができるようにする策が検討される必要がある。
- 今後は、ゲーム機での通信やスマートフォンのアプリでの通信によって、これまで以上に福祉犯につながるルートが多様化することが予測される。関係企業に福祉犯被害防止の努力義務を課す、福祉犯被害を助長していたり放置していたりするサイト等に対する罰則を設ける等の検討がなされてよいのではないか。

# リベンジポルノ対策について

- インターネットの普及により、性的な交際をめぐる状況は大きく変化している。特に、プライベートな写真・動画の撮影が可能となり、さらに写真・動画を広く発信することが可能になっていることの影響は大きい。
- 現行法でも、児童ポルノ提供、わいせつ物陳列、名誉毀損、脅迫等の罪に問うことは可能。しかし、法的な抑止がどこまで機能しているかには疑問符がつく。
- 写真等の拡散や二次利用については、法的な処罰は困難。
- 投稿削除についてはプロバイダ責任制限法での対応は可能だが、削除に時間がかかる。
- 学校教育では情報モラル教育は充実しつつあるものの、性的な課題についての教育はあまりなされていない。
- 「リベンジポルノ規制法」のような法律ができれば、ストーカー規制法と同様に、一定の抑止効果が期待できる。リベンジポルノの定義は、ストーカー規制法にならえば「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者のプライバシーを侵害する写真等を当該特定の者の許可なく提供する行為」とできる。
- 迅速な投稿削除のためには、プロバイダ責任制限法が選挙に関して特例を認めているのと同様に、投稿者に対する削除同意照会期間を短縮することがありうる。
- 諸外国と連携した対応が必要。